

(別記 3)

農業教育環境整備事業

第 1 事業の趣旨

将来の農業の担い手を育成するため、農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業機械、設備等（以下「農業機械等」という。）の導入及び施設等の整備を支援するとともに、農業教育機関における有機農業教育の充実を図るため、有機農業専攻・科目の設置や有機 JAS 認証取得に向けた取組を支援する。

第 2 事業の種類

- 1 農業機械等導入事業
- 2 施設等整備事業
- 3 グリーン教育推進事業

第 3 事業の仕組み

- 1 第 2 の 1 及び 3 に掲げる事業については以下のとおりとする。
 - (1) 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、補助金を交付する。
 - (2) 全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県に対し、補助金を交付する。
- 2 第 2 の 2 に掲げる事業について、国は、都道府県に対して補助金を交付する。

第 4 取組主体

- 1 取組主体は、以下の(1)から(4)までに掲げる団体等とする。
 - (1) 都道府県
 - (2) 市町村
 - (3) 都道府県、市町村又は民間団体が運営する農業教育機関
 - (4) 民間団体（特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、地方独立行政法人、農業協同組合、会社法人等）
- 2 取組主体は、農業に関する知識・技術等の習得を目的とした研修教育（以下「農業教育」という。）を適切に実施することができる者とする。

また、取組主体は、本事業により導入した農業機械等又は施設について、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）が経過するまでの間、適切な管理を行うことができる者とする。

第 5 事業内容

- 1 農業機械等導入事業
 - (1) 補助対象となる農業機械等

補助対象は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）別記 5 農業教育高度化事業の第 5 の 1 の規定に基づく農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）に位置付けられている農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業教育を高度化するために必要な農業機械等であって、次に掲げるものとする。

ア 研修用農業機械又は農業設備の導入

取得価格が 50 万円以上の研修用農業機械（アタッチメントを含む）又は農業設備であって、原則として新品のもの。

また、就農の際に必要なとなる農業知識・技術等の習得を目的とした研修を行う観点から、既に研修機関が所有する農業機械等と同能力のものを再整備するのではなく、より能力の高い農業機械等を選択すること。

イ 農業教育機関における ICT 環境の整備のための取組

農業教育機関におけるスマート農業教育を推進するために必要となる農場等に導入する無線 LAN やタブレット端末等の情報通信機器

(2) 補助対象経費

ア 本事業の取組主体の補助対象経費は、農業機械等の導入経費とし、補助率は $1/2$ 以内とする。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構の補助対象経費は、事務等経費とし、補助率は定額とする。

(3) 事業実施計画等の提出

ア 取組主体は、別紙様式第 1 号により事業実施計画を作成し、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に提出する。

イ 都道府県知事は、アにより提出された事業実施計画について、取組主体が本事業の実施主体として適当であるか及び取組主体により実施予定の研修が効果的なものと認められるか等を審査の上、別紙様式第 2 号により都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。））、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を得るものとする。

ウ 都道府県事業実施計画について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 350 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）の別表に定める重要な変更を行う場合は、ア及びイに掲げる手続に準じて行う。

エ 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第 3 号により全国事業実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請時より前に、全国事業実施計画を提出しなければならない。

オ 全国事業実施計画について、交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、エに掲げる手続に準じて行う。

(4) 補助金の交付等

ア 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、本事業に要する経費に係る補助金を交付する。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。

なお、以下に掲げる政策的に重要な取組について、優先的に配分する。

（ア）スマート農業に関連する取組

（イ）環境配慮型農業（有機農業を含む。）等に関連する取組

（ウ）農林水産物・食品の輸出に関連する取組

また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

ウ 補助金の交付を受けた都道府県知事は、(3)のイにより承認された都道府県事業実施計画に基づき、取組主体に対し補助金を交付する。

エ 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得るものとする。

(5) 事業実績等の報告

- ア 取組主体は、事業実績について、別紙様式第1号により事業実績報告を作成し、事業完了の日から1か月以内に取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に報告する。
- イ 都道府県知事は、アの実績報告を踏まえ、補助事業の完了の日から3か月以内に、別紙様式第2号により都道府県事業実績報告を作成し、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。
- ウ 全国農業委員会ネットワーク機構は、イにより報告を受けた都道府県事業実績報告を基に、別紙様式第3号により全国事業実績報告を作成し、補助事業の完了年度の翌年度7月末日までに経営局長に報告する。

2 施設等整備事業

(1) 補助対象となる施設等

補助対象となる施設等は、高度化プランに位置付けられている農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業教育の高度化に必要であり、学習・生活環境の改善に資する以下のものとする。

- ア 農業技術を習得するための研修を行う施設等
- イ 農産物加工に関する研修を行う施設等
- ウ 調査・研究・実験等を行う施設等
- エ 研修棟、宿泊棟等の施設等

(2) 補助対象経費

(1)に掲げる施設等の整備費とする。

(3) 事業計画等の提出

1の(3)のアからウまでを準用する。なお、別紙様式第1号を別紙様式第4号に、別紙様式第2号を別紙様式第5号に読み替えるものとする。

(4) 補助金の交付等

ア 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。

イ 取組主体に対する補助率は、2分の1以内とする。

ウ 国は、以下に掲げる政策的に重要な取組について、優先的に配分する。

- (ア) スマート農業に関連する取組
- (イ) 環境配慮型農業(有機農業を含む。)等に関連する取組
- (ウ) 農林水産物・食品の輸出に関連する取組

また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

エ 補助金の交付を受けた都道府県知事は、(3)で準用する1の(3)のイにより承認された都道府県事業実施計画に基づき、取組主体に対し、補助金を交付する。

(5) 事業実績等の報告

ア 取組主体は、事業実績について、別紙様式第4号により事業実績報告を作成し、事業完了の日から1か月以内に取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に報告する。

イ 都道府県知事は、アの事業実績報告を踏まえ、補助事業の完了の日から3か月以内に、別紙様式第5号により都道府県事業実績報告を作成し、地方農政局長に報告する。

(6) 留意事項

- ア 本事業により既存の施設等の改良を行う場合は、改良後の既存施設の耐用年数が5年以上残存していること。
- イ 既存の施設等の代替として同種・同能力のものを再整備すること（いわゆる更新）に要する経費は補助の対象としない。
- ウ 取組主体が通常行うべき施設等の維持管理のための改修、補修、耐震性等の強化のための補強工事等に要する経費は、補助対象としない。
- エ 施設等の整備に伴う用地の買収、賃借に要する経費及び建設用地の造成に要する経費は、補助対象としない。
- オ 施設等の整備に当たっては、目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等を鑑みて、施設的能力及び規模が、過大にならないよう留意すること。
- カ 取組主体は、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう十分に検討するとともに、2の(1)のイからエまでの施設等を整備する場合は、別紙様式第6号により、整備する施設等の費用対効果分析を行うこと。
- キ 本事業の施設等整備、整備した施設等の管理運営等については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食第2088号3農産第2897号3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）を準用する。

3 グリーン教育推進事業

(1) グリーン教育推進計画の作成

都道府県は、事業の実施に当たって、別紙様式第7号により、グリーン教育推進計画（以下「グリーン計画」という。）を作成する。履修時間、単位数等については、原則、協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）（令和2年8月31日付け2生産第1005号農林水産省生産局通知）又は高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）に基づき、設定するものと。

(2) 成果目標等

ア 成果目標

成果目標は、グリーン計画に位置付けられた農業教育機関ごとに、次の中から設定するものとする。

- (ア) 有機農業の学習を主な目的とする専攻（コース）の設置
- (イ) 有機農業の学習を主な目的とする科目の設置
- (ウ) 有機 JAS 認証の取得

イ 目標年度

目標年度は、以下のとおりとする。

- (ア) 有機農業の学習を主な目的とする専攻（コース）の設置
事業完了年度の3年後までとする。ただし、事業完了年度の翌年度までに有機農業に関する科目を設置し、教育を実施するものとする。
- (イ) 有機農業の学習を主な目的とする科目の設置
事業完了年度の翌年度とする。
- (ウ) 有機 JAS 認証の取得
事業完了年度の2年後までとする。ただし、認証基準等に照らして、目標年度内の目標達成が困難と考えられる場合には、事業完了年度の3年後まで

とすることができる。

(3) 補助対象となる取組

補助対象は、グリーン計画に位置付けられた農業教育機関において、成果目標達成のために必要となる以下の取組とする。

- ア 検討会の設置・開催
- イ 研修用機械・設備の導入、農業用ハウスの設置・改修等
- ウ 指導者の育成・確保（教員向け研修の実施、外部講師の招へい等）
- エ ほ場の設置（実習に必要となるほ場の借上げ、肥培管理等）
- オ 有機農業に関する教育コンテンツの作成
- カ 有機 JAS 認証（有機農産物、有機加工食品、有機飼料又は有機畜産物に係る日本農林規格のうちいずれかに適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し認証するもの（小分け認証を含む。）。以下同じ。）の取得
- キ 有機農産物等の商品の開発・加工・販売
- ク その他の成果目標達成のために必要な取組

(4) 補助対象経費

ア 本事業の取組主体の補助対象経費は、別表 1 に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額が確認できる経費とする。補助率は定額とする。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構の補助対象経費は、事務等経費とし、補助率は定額とする。

(5) 事業実施計画等の提出

ア 都道府県は、(1) で作成したグリーン計画を踏まえ、取組主体が作成する事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第 8 号により都道府県事業実施計画を作成し、グリーン計画と併せて、地方農政局長に提出する。

イ 国は、アで提出された都道府県事業実施計画の内容を審査し、別表 2 によりポイント付けの上、ポイントが高い順に予算の範囲内で採択する。なお、同ポイントの場合は、国費が少ない計画を優先的に採択する。地方農政局長は、採択されることになった都道府県事業実施計画を承認し、別紙様式第 9 号により都道府県知事に通知するものとする。

ウ 都道府県事業実施計画について、交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、アに掲げる手続に準じて行う。

エ 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第 10 号により全国事業実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請時より前に、全国事業実施計画を提出しなければならない。

オ 全国事業実施計画について、交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、エに掲げる手続に準じて行う。

(6) 補助金の交付等

ア 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、予算の範囲内において、本事業に要する経費に係る補助金を交付する。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。

ウ 本事業における都道府県当たりの国費要望額の上限は、1,500 万円とする。

エ 補助金の交付を受けた都道府県知事は、(5) のイにより承認された都道府県事業実施計画に基づき、取組主体に対し補助金を交付する。

オ 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得るものとする。

(7) 事業実績等の報告

ア 都道府県知事は、取組主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第8号により都道府県事業実績報告を作成し、補助事業の完了の日から3か月以内に、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、アにより報告を受けた都道府県事業実績報告を基に、別紙様式第10号により全国事業実績報告を作成し、補助事業の完了年度の翌年度7月末日までに経営局長に報告する。

(8) 事業実施状況等の報告等

ア 都道府県知事は、事業完了年度の翌年度から目標年度までの間、取組主体における当該年度の取組状況等について点検し、別紙様式第7号により事業実施状況等報告を作成し、当該年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長に提出する。

なお、点検の結果、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、取組主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとし、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。

イ 地方農政局長は、都道府県知事に対し、アに定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第6 その他

1 本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

(1) 本事業の補助の対象となる農業機械等及び施設等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）を適用しない。

(2) 取組主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了している農業機械等の導入又は施設等の整備に要した経費については、本事業の補助対象としない。また、国又は地方公共団体から現に補助を受け、又は受ける予定がある取組についても、本事業の補助対象としない。

(3) 農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等については、補助対象としない。

(4) 本事業により導入する農業機械等又は整備する施設等を効率的に利用するため、当該農業機械等を活用し又は当該施設等において実施する研修については、年間の研修受講者数を10名以上確保するよう努めること。

(5) 本事業により導入する農業機械等又は整備する施設等は、農業教育の目的のため使用する共同利用の農業機械等又は施設等であって、農業経営体等の営農活動など研修以外の用途で使しないこと。

(6) 導入した農業機械等は、施設可能な場所での保管、動産総合保険等の加入、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めること。

(7) 農業機械等の導入又は施設等の整備先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

(8) 取組主体は、農業機械等又は施設等の利用による事故を防止するため、講習を実施する等研修受講者の安全確保に配慮すること。

(9) 取組主体は、導入した農業機械等又は整備した施設等について、交付要綱別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管す

ること。

- (10) 本事業により導入する農業機械等又は整備する施設等を効率的に活用するため、事業の取組を実施しない時間帯や期間がある場合には、当該農業教育機関で実施している通常の農業教育において、本事業により導入した農業機械等又は整備した施設等を利用できる。

- (11) 農業機械等をリース導入する場合は、以下の点に留意する。

ア リース期間は、法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。

さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」

÷「耐用年数」）×助成率

「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）
× 助成率

- 2 事業を適切に執行するため、都道府県知事又は地方農政局長は、必要に応じて以下の措置を講ずること。

(1) 都道府県知事は、本事業により導入した農業機械等又は整備した施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間（第5の2の（6）のアにより改良を行った施設等については、事業完了年度の翌年度から起算して5年間とのいずれか長い方）、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し、適切な指導を行うこと。

(2) 地方農政局長は、必要に応じ、都道府県知事又は取組主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行う。

- 3 取組主体が、本事業により導入した農業機械等及び整備した施設等について、効果的な農業研修を実施するため、第三者に貸し付ける場合は、次によるものとする。

(1) 取組主体が、第三者に対し、農業機械等又は施設等の貸付けを行おうとする場合、あらかじめ取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事及び地方農政局長に対し、貸付けの目的、貸付けの相手方、貸付期間、貸付方法等について届出を行う。

(2) 貸付けの相手方となる者は、第4の1の(1)から(4)までに掲げる者とし、研修を適切に実施でき、農業機械等又は施設等を貸付期間中、適切に管理できる者とする。

(3) 農業機械等又は施設等の貸付けに当たっては、取組主体及び貸付けの相手方は、貸付期間、賃借料、貸付期間中の農業機械等又は施設等の維持管理の方法、目的外使用の禁止等を明記した契約を書面で締結すること。

- (4) 取組主体が貸付けの相手方から賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体の負担（事業費－補助金等）／当該農業機械等又は施設等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額の範囲内とする。
- 4 本事業により、地方公共団体が公共施設を整備する場合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用に努めること。
- 5 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した農業機械等若しくは整備した施設等の法定耐用年数が残存する間に農業機械等若しくは施設等の農業教育の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告する。
- 6 5により取組主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長に報告し、その指示を受ける。

第7 環境負荷低減に向けた取組の実施

第4の1の取組主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

(別表1)

補助対象経費

第5の3関係

区 分	内 容
謝 金	事業を実施するために必要となる専門知識の提供、外部講師による講義の実施、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 また、取組主体等の事業に参画する者（以下「取組主体等」という。）に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅 費	事業を実施するために必要となる研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。
賃 金	事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。 設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。 また、取組主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。
会計年度任用職員給与等	地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。 この場合、給与等が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。
専門員等設置費	事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。 専門員等設置費の単価については、取組主体等の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。

	また、取組主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。
技能者給	事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。 設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。
農業機械・設備導入費	事業を実施するために必要となる取得価格が 50 万円以上の研修用の農業機械等の購入・リースに必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）
備品費	事業を実施するために直接必要となる取得価格が 5 万円以上 50 万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）
消耗品費	事業を実施するために必要となる取得価格が 5 万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な経費
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費
通信運搬費	事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれない。）
使用料及び賃借料等	事業を実施するため追加的に必要となる研修コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、研修用機械・設備、移動用バス等事業用機械器具、研修ほ場等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は含まれない。）
役務費	取組主体等が直接実施することが困難である役務（WEB ページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（研修コンテンツ等の作成、データ解析等）を他の事業者等に委託するために必要な経費
認証取得費	本事業を実施するために直接必要な認証に要する経費（講習会等の受講料、認定申請料、実地検査費用（検査旅費を含む。）、検査報告書作成費、判定費用、外国格付表示認証費用等）
その他	事業を実施するために必要な文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分など他の費目に該当しない経費。

- （注） 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

(別表2)

ポイント表

第5の3関係

1 共通評価項目

① グリーン計画が適切かつ具体的に記載されているか。 ア 適切に記載されており、目標年度までの取組内容やスケジュール等が具体的に示されている。 イ 適切に記載されている。 ウ 適切に記載されていない。	5
	2
	不選定
② 幅広い農業教育機関がグリーン計画に位置付けられているか。 ア 農業大学校（農業大学校に準ずる農業教育を行う機関も含む。以下同じ。）及び農業高校が位置付けられている。 イ 農業大学校のみ位置付けられている。 ウ 農業高校のみ位置付けられている。 （ア）5校以上 （イ）3校以上 （ウ）1校以上	15
	5
	5
	3
	1
③ 地域において継続的・持続的に有機農業教育を実施するための指導者の育成・確保の方針が明確に定められているか。 ア 定められており、効果的な内容となっている。 イ 定められており、概ね効果的な内容となっている。 ウ 定められていない。	7
	3
	0
④ 農業大学校と農業高校が交流・連携を行う計画となっているか。 ア なっている。 イ なっていない。	3
	0
⑤ 他の施策と連携した取組であるか。 ア 有機農業指導員（みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の2の（2）のアに規定する有機農業指導員を指す。）が参画している。 イ オーガニックビレッジ（みどりの食料システム戦略総合対策のうち有機農業産地づくり推進に取り組む市町村）と連携した取組を実施する。	各5

2 農業教育機関別評価項目

※ 複数の農業教育機関で事業を実施する場合、農業教育機関ごとにポイント付けを行い、その値の合計が最も高いものを本項目のポイントとする。

⑥-1 有機農業の学習を主な目的とする専攻（コース）の設置 当該専攻（コース）の定員が、 ア 20名以上 イ 15名以上 ウ 10名以上	30
	25
	20
⑥-2 有機農業の学習を主な目的とする科目の設置 当該科目の単位数が、 ア 3単位以上 イ 2単位	10
	7

ウ 1 単位 ※⑥-1 の取組を実施する場合、⑥-2 のポイントは付与しない。	4
⑦ 有機 JAS 認証の取得 認証を受けるほ場の面積が、 ア 1 ha 以上 イ 50 a 以上 ウ 30 a 以上 エ 10 a 以上	10 8 6 4
⑧ 有機農業者と連携した実践的な教育を行う計画となっているか。 ア 有機農業者と連携し、現場実習や出前授業等の取組を実施する。 イ 有機農業者との連携はない。	5 0
⑨ 有機農業の推進に効果的なスマート農業技術を学習する計画となっているか。 ア なっている。 イ なっていない。	5 0
⑩ 加工・消費関連を含む教育を行う計画となっているか。 ア 加工関連の事業者と連携した取組を実施する。 イ 消費関連の取組を実施する。	各 5

(別記3 別紙様式第1号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業
事業実施計画（実績報告）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
取組主体名

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経第2016号農林水産事務次官依命通知）別記3の第5の1の(3)（実績報告の場合は第5の1の(5)）の規定に基づき、下記のとおり事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

1 取組主体の概要

取組主体名	
代表者	
住所	
研修実施機関名※	

※取組主体と研修実施機関が異なる場合に記載すること。

2 事業の実施方針

(1) 地域の課題及び事業実施の必要性

--

(2) 新規就農者の育成・確保に向けた取組方針

--

(3) 導入する農業機械等を活用して行う農業教育の概要等

① 農業教育の内容（研修コース等名、目的、内容、日数・頻度等）
② 研修対象者・年間研修受講者数
③ その他（導入する農業機械等の活用方針）

--

(4) 農業機械等の導入・研修の実施により期待される効果

--

3 事業の内容

導入する農業機械、農業設備の内容（機械・設備の名称、規格・規模、台数等）				
優先配分事項（※）に該当する取組				
総事業費（消費税込み）（円）	負担区分（円）			
	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他
完了年月日（予定）				
備考				

※ 要綱別記3の第5の1の(4)のイの(ア)から(ウ)までに掲げる事項

4 研修効果の把握

※実績報告時に記載すること

(1) アンケート結果 ① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合： ② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合： ③ スマート農業や環境配慮型農業、輸出に関する理解が深まったと回答した者の割合： (2) 新規就農者数〔注：農業大学校の場合のみ記載〕 ① 研修を受講した農業大学校の最終学年の数： ② ①のうち、新規就農者の数： ③ $② \div ① \times 100$： (3) 農業大学校への進学者状況〔注：農業高校の場合のみ記載〕 ① 研修を受講した農業高校の最終学年の数： ② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数： ③ ①のうち、新規就農者の数： ④ $(② + ③) \div ① \times 100$： 注： ・農業機械等の導入から、研修実施や進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。 ・異なる優先配分事項に該当する複数の研修を実施する場合、それぞれについて記載すること。 (例) ・スマート農業に関連する取組 (2) 新規就農者数 ① ② ③ ・有機農業に関連する取組 (2) 新規就農者数 ① ② ③
--

5 添付書類

- (1) 見積書等、事業費の積算根拠となる資料
- (2) 農業機械、農業設備の規模算定根拠
- (3) 研修実施機関の概要
- (4) 財産管理台帳の写し（実績報告時のみ）
- (5) その他参考となる資料

- (注) 1 記載事項及び添付書類がすでに提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類について、申請者をウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別記3 別紙様式第2号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業
都道府県事業実施計画（実績報告）

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記3の第5の1の(3)（実績報告の場合は第5の1の(5)）の規定に基づき、下記のとおり都道府県事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

※ 別添1の様式により、都道府県管内の計画をまとめた表（取組主体名、農業機械等の設置場所、導入する農業機械等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組）などを記載すること。

(別添1)

農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業 都道府県事業実施計画（実績報告）

1 都道府県内取組主体の事業計画の総括表

番号	取組主体名 (研修教育機関)	農業機械等の設置場所	導入する農業機械等の内容 (名称、規格・規模、台数等)	総事業費 (円)	負担区分 (円)				仕入れに係る 消費税相当額 (円)	完了 年月日	優先配分に該当す る取組
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他			
記入例	〇〇県 (〇〇農業高校)	〇〇農業高校 (〇〇市〇〇町)	トラクター (****、2台)、コンバイン (*****、2台)、農業用マルチコブター (*****、2台)	50,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	該当なし	2024年3月30日	〇 スマート農業
1											
2											
3											
都道府県合計											

2 事業完了（予定）年月日： 令和 年 月 日

3 添付資料

- (1) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5農業教育高度化事業の別紙様式第3号「都道府県農業教育高度化プラン」
- (2) 別紙様式第1号「取組主体から提出のあった実施計画（実績報告）」
- (3) 見積書等事業費の根拠となる資料
- (4) 研修実施機関の概要
- (5) その他参考となる資料

(別記3 別紙様式第3号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業
全国事業実施計画（実績報告）

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地
事業実施主体

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記3の第5の1の(3)（実績報告の場合は第5の1の(5)）の規定に基づき、下記のとおり全国事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

※ 別添2の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表（取組主体名、農業機械等の設置場所、導入する農業機械等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組）などを記載すること。

農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業

- 事業計画
- 実績報告

実施年度

事業実施主体

農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業 全国事業実施計画（実績報告）

1 事業計画の概要

区分	総事業費 (円)	うち国庫補助金（円）
都道府県事業費		
事務等経費		
合計		

2 都道府県別事業計画（取組主体ごとに記載）

番号	取組主体名 (研修教育機関)	農業機械等の設置場所	導入する農業機械等の内容 (名称・規格・規模・台数等)	総事業費 (円)	負担区分（円）				仕入れに係る 消費税相当額 (円)	完了 年月日	優先配分に該当す る取組
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他			
記入例	〇〇県 (△△農業大学校)	△△農業大学校 (〇〇市〇〇町)	トラクター（****、1台）、コンバイン（*****、2台）	50,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	該当なし	2024年3月30日	
記入例	〇〇県 (●●農業高校)	●●農業高校 (〇〇市〇〇町)	農業用マルチコブター（*****、1台）	1,000,000	500,000	500,000	0	0	該当なし	2024年3月30日	〇 スマート農業
1											
2											
3											
合計											

2 事業完了（予定）年月日： 令和 年 月 日

3 その他参考となる資料

(別記 3 別紙様式第 4 号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業
事業実施計画 (実績報告)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所 在 地
取組主体名

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知) 別記 3 の第 5 の 2 の(3) (実績報告の場合は第 5 の 2 の(5)) の規定に基づき、下記のとおり事業実施計画 (実績報告) を提出する。

記

1 取組主体の概要

取組主体名	
代表者	
住所	
研修実施機関名※	

※取組主体と研修実施機関が異なる場合に記載すること。

2 事業の実施方針

(1) 地域の課題及び事業実施の必要性

--

(2) 新規就農者の育成・確保に向けた取組方針

--

(3) 要綱別記 3 の第 6 の 4 (P F I 法の活用) による場合は、その旨記載。

--

(4) 整備する施設等を活用して行う農業教育の概要等

- | |
|---|
| <p>① 農業教育の内容（研修コース等名、目的、内容、日数・頻度等）</p> <p>② 研修対象者・年間研修受講者数</p> <p>③ その他（整備する施設等の活用方針）</p> |
|---|

(5) 施設等の整備・研修の実施により期待される効果

--

3 研修効果の把握

※実績報告時に記載すること。

- | |
|--|
| <p>(1) アンケート結果</p> <p>① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合：</p> <p>② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合：</p> <p>③ スマート農業や環境配慮型農業、輸出に関する理解が深まったと回答した者の割合：</p> <p>(2) 新規就農者数〔注：農業大学校の場合のみ記載〕</p> <p>① 研修を受講した農業大学校の最終学年の数：</p> <p>② ①のうち、新規就農者の数：</p> <p>③ $\text{②} \div \text{①} \times 100$：</p> <p>(3) 農業大学校への進学者状況〔注：農業高校の場合のみ記載〕</p> <p>① 研修を受講した農業高校の最終学年の数：</p> <p>② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数：</p> <p>③ ①のうち、新規就農者の数：</p> <p>④ $(\text{②} + \text{③}) \div \text{①} \times 100$：</p> |
|--|

注：

- ・施設等の整備から、研修実施や進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。
- ・異なる優先配分事項に該当する複数の研修を実施する場合、それぞれについて記載すること。
(例) ・スマート農業に関連する取組
(2) 新規就農者数
① ② ③
・有機農業に関連する取組
(2) 新規就農者数
① ② ③

4 事業完了（予定）年月日
令和〇〇年〇月〇日

5 添付資料

- (1) 施設等を整備する研修実施機関の概要が分かる資料
- (2) 概算設計書、見積書等事業費の根拠となる資料
- (3) 費用対効果分析（別紙様式第6号）
- (4) 施設の規模算定根拠
- (5) 施設の位置、配置図及び平面図
- (6) その他参考となる資料

- (注) 1 記載事項及び添付書類がすでに提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類について、申請者をウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別記 3 別紙様式第 5 号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業
都道府県事業実施計画（実績報告）

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 の第 5 の 2 の(3)（実績報告の場合は第 5 の 2 の(5)）の規定に基づき、下記のとおり都道府県事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

※ 別添 3 の様式により、都道府県管内の計画をまとめた表（取組主体名、施設等の整備場所、整備施設名、事業内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組）などを記載すること。

(別添3)

農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業 都道府県事業実施計画（実績報告）

1 都道府県内取組主体の事業計画の総括表

番号	取組主体名 (研修教育機関)	施設等の整備場所	整備施設名	事業内容 (施設区分、構造、規模等)	総事業費 (円)	負担区分（円）				仕入れに係る 消費税相当額 (円)	完了 年月日	優先配分に該当する取組
						国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他			
記入例	〇〇県 (〇〇農業大学校)	〇〇大学校 (〇〇市〇〇町)	園芸関連施設 (〇〇新規就農研修センター)	鉄骨ハウス1棟（300㎡）、内部設備（〇、〇、〇）	50,000,000	25,000,000	25,000,000	0	0	該当なし	2024年3月30日	〇 スマート農業
1												
2												
3												
都道府県合計												

2 事業完了（予定）年月日： 令和 年 月 日

3 添付資料

- (1) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5農業教育高度化事業の別紙様式第3号「都道府県農業教育高度化プラン」
- (2) 別紙様式第4号「取組主体から提出のあった実施計画（実績報告）」
- (3) 見積書等事業費の根拠となる資料
- (4) 研修実施機関の概要
- (5) その他参考となる資料

(別記3 別紙様式第6号)

新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業における費用対効果の算定は、代替法を用いて、施設等整備を行わなかった場合に、同様の農業教育を行うために要する経費を算定し、比較するものとする。

費用対効果についての分析は、以下の表により取りまとめるものとする。

(1) 効果についての分析

事業内容			
事業費		耐用年数	年
		整備を行う場合 (施設等整備後5年後の状況を想定)	整備を行わない場合
研修教育内容			
研	総数(定員充足状況)		
修	・専攻別		
生	・男女別		
の	・農家・非農家出身別		
数	・出身地(県内地域・県外)		
研修修了者の就農状況、進路			
地域農業の姿			
その他の影響			

注：複数の施設等を整備する場合は、原則として、施設等ごとに分析・記述する。

(2) 投資効率の分析

(当該施設等の整備によらず、他機関が保有する施設等の賃借等により計画する農業教育を実施する場合に要する費用等を試算する。)

●試算の考え方 (例) 宿泊棟を整備する場合 現在、〇〇町における同規模の1戸当たり賃料は、月額60千円程度である。 (1) 1戸当たり年間賃貸料＝月額60千円×12ヶ月＝720千円・・・① 年間借上げ額＝①×6戸＝720千円×6戸＝4,320千円・・・② (2) 施設等整備事業費＝66,000,000円(別添見積書参照)、耐用年数22年 年間償却費＝66,000千円÷22年＝3,000千円・・・③ ●分析結果 ②と③を比較検討した所、施設等整備を行う場合は、年1,320千円(②－③)の費用の節減となり、総合耐用年数の間の費用削減額は、29,040千円となる。
--

注：複数の施設等を整備する場合は、原則として、施設等ごとに分析・記述する。

(別記3 別紙様式第7号)

令和 年度 グリーン教育推進計画（事業実施状況等の報告）

※要綱別記3の第5の3の（8）のアに基づく事業実施状況等の報告についても、本様式によること。

1 基本情報

[地域における有機農業の現状] [有機農業の推進方針] [農業教育機関における有機農業教育の現状、方針、目標等]

2 農業教育機関ごとの成果目標

機関名	成果目標	目標年度
〇〇農業大学校	ア 有機農業の学習を主な目的とする専攻（コース）の設置 イ 有機農業の学習を主な目的とする科目の設置 ウ 有機 JAS 認証の取得	令和〇年度
〇〇農業高校		

3 取組内容

※申請都道府県内において複数の農業教育機関が事業を実施する場合、機関ごとに以下の表をコピーして作成すること。

【機関名：〇〇農業大学校】

(1) 有機農業の学習を主な目的とする専攻（コース）の設置		
専攻（コース） の名称	農業科 有機農業専攻（仮称）	
設置の目的		
定員	〇名	
設置予定年度 （目標年度）	令和〇年度	
目標年度までの取組内容・スケジュール	（事業実施年度） 令和〇年度	（例） 〇月：検討会の設置 〇月：教員向け研修の実施 〇月～〇月：実習ほ場の整備 〇月：研修用機械の導入 〇月：地域の有機農業者の下での試行的な現場実習の実施 〇月～〇月：有機農業の教育コンテンツの作成 [想定される事業費] 〇〇〇〇円
	（事業完了年度の翌年度） 令和〇年度	〇月：有機農業に関する科目を設置 ※カリキュラムの内容等は（2）に記載すること。 [想定される事業費] 〇〇〇〇円

	令和○年度 (事業完了年度の2年後)	○月：有機農業専攻の募集の開始 [想定される事業費] ○○○○円
	令和○年度 (事業完了年度の3年後)	○月：有機農業専攻の開設 [想定される事業費] ○○○○円
(2) 有機農業の学習を主な目的とする科目の設置		
科目を設置する専攻(コース)の名称	農業科○○専攻	
科目の名称	有機農業論(仮称)	
設置の目的		
定員	○年生○名	
カリキュラムの概要		
履修時間	講義：○時間 実習：○時間	
単位数	○単位	

設置予定年度 (目標年度)		令和○年度
目標年度までの取組内容・スケジュール	(事業実施年度) 令和○年度	(例) ○月：検討会の設置 ○月：教員向け研修の実施 ○月～○月：実習ほ場の整備 ○月：研修用機械の導入 ○月～○月：有機農業の教育コンテンツの作成 [想定される事業費] ○○○○円
	(事業完了年度の1年後) 令和○年度	○月：有機農業に関する科目を開設 [想定される事業費] ○○○○円
(3) 有機 JAS 認証の取得		
認証を取得する専攻(コース)名称	農業科○○専攻	
認証取得の目的		
定員	○年生○名	
認証の種類	有機農産物	
認証取得を目指す品目・面積等	水稻(○a)、施設トマト(○a)	
取得予定年度 (目標年度)	令和○年度	

目標年度までの取組内容・スケジュール	(事業実施年度) 令和〇年度	(例) 〇月：検討会の設置 〇月：教員向け研修の実施 〇月～〇月：実習ほ場の整備 〇月：研修用機械の導入 〇月～〇月：有機農業の教育コンテンツの作成 [想定される事業費] 〇〇〇〇円
	(事業完了年度の1年後) 令和〇年度	[想定される事業費] 〇〇〇〇円
	(事業完了年度の2年後) 令和〇年度	[想定される事業費] 〇〇〇〇円
(4) 有機農業者との連携 (別表2の2の⑧関係)		
(5) スマート農業技術の学習 (別表2の2の⑨関係)		
(6) 加工・消費関連の教育 (別表2の2の⑩関係)		

--

4 有機農業教育の指導者の育成・確保（状況）（別表2の1の③関係）

※ 農業教育機関における指導者の現状、育成・確保の目標、目標達成に向けた取組方針（状況）を記載。

5 農業大学校と農業高校の交流・連携（別表2の1の④関係）

--

6 他の施策との連携（別表2の1の⑤関係）

--

7 事業効果の検証

※事業実施状況等の報告時に記載

(1) アンケート結果

- ① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合：
- ② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合：
- ③ 環境配慮型農業に関する理解が深まったと回答した者の割合：

(2) 新規就農者数〔注：農業大学校の場合のみ記載〕

- ① 研修を受講した農業大学校の最終学年の数：
- ② うち、新規就農者の数：
- ③ $\text{②} \div \text{①} \times 100$ ：

(3) 農業大学校への進学者状況〔注：農業高校の場合のみ記載〕

- ① 研修を受講した農業高校の最終学年の数：

- ② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数：
- ③ ①のうち、新規就農者の数：
- ④ $(②+③) \div ① \times 100$ ：

注：

- ・進路決定まで時間を要するなどにより、事業実施状況等の報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。

(別記 3 別紙様式第 8 号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうちグリーン教育推進事業
都道府県事業実施計画（実績報告）

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

都道府県知事

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経第 2016 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 の第 5 の 3 の（5）（実績報告の場合は第 5 の 3 の（7））の規定に基づき、下記のとおり都道府県事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

1 事業の内容（実績）

（1）検討会の設置・開催

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金

（2）研修用機械・設備の導入、農業用ハウスの設置・改修等

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金

（3）指導者の育成・確保

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金

（4）ほ場の設置

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金

--	--	--	--

(5) 有機農業に関する教育コンテンツの作成

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金

(6) 有機 JAS 認証の取得

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金

(7) 有機農産物等の商品の開発・加工・販売

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金

(8) その他の成果目標達成のために必要な取組

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金

2 事業完了（予定）日
令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 別添事業収支計画（報告）書
- (2) 農業機械等の規模算定根拠
- (3) 研修実施機関の概要
- (4) 財産管理台帳の写し（実績報告時のみ）

(5) その他参考となる資料

- (注) 1 記載事項及び添付書類がすでに提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類について、申請者をウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

事業収支計画（報告）書

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A + B)	負担区分		備 考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
(1) 検討会の設置・開催				
(2) 研修用機械・設備の 導入、農業用ハウスの 設置・改修等				
(3) 指導者の育成・確保				
(4) ほ場の設置				
(5) 有機農業に関する教 育コンテンツの作成				
(6) 有機 JAS 認証の取得				
(7) 有機農産物等の商品 の開発・加工・販売				
(8) その他の成果目標達 成のために必要な取組				
合 計				

(注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上してください。

2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。

3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。

(別記 3 別紙様式第 9 号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうちグリーン教育推進事業
都道府県事業実施計画承認書

番 号
年 月 日

〇〇県知事
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇農政局長

令和〇年〇月〇日付けをもって提出のあった令和〇年度農業教育環境整備事業のうち
グリーン教育推進事業都道府県事業実施計画については、承認する。

(別記 3 別紙様式第 10 号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうちグリーン教育推進事業
全国事業実施計画（実績報告）

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地
事業実施主体

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 の第 5 の 3 の（5）（実績報告の場合は第 5 の 3 の（7））の規定に基づき、下記のとおり全国事業実施計画（実績報告）を提出する。

記

※ 別添 4 の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表を記載すること。

農業教育環境整備事業のうちグリーン教育推進事業

- 事業計画
- 実績報告

実施年度

事業実施主体

農業教育環境整備事業のうちグリーン教育推進事業 全国事業実施計画（実績報告）

1 事業計画の概要

区分	総事業費 (円)	うち国庫補助金（円）
都道府県事業費		
事務等経費		
合計		

2 都道府県別事業計画（取組主体ごとに記載）

番号	取組主体名 (研修教育機関)	農業機械等の設置場所 ※要綱別記3の第5の3の(2)の イの取組の場合に記載	事業の内容	総事業費 (円)	負担区分（円）				仕入れに係る 消費税相当額 (円)	完了 年月日	備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他			
記入例	〇〇県 (△△農業大学校)	△△農業大学校 (〇〇市〇〇町)		10,000,000	10,000,000	0	0	0	該当なし	2024年3月30日	
記入例	〇〇県 (●●農業高校)	●●農業高校 (〇〇市〇〇町)		5,000,000	5,000,000	0	0	0	該当なし	2024年3月30日	
1											
2											
3											
合計											

2 事業完了（予定）年月日： 令和 年 月 日

3 その他参考となる資料

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む第4の1の各取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」（民間事業者・自治体等向け）の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 第4の1の各取組主体は、事業実施計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出する。
- 3 都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長に提出する。
- 4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出する。

第3 主な環境関係法令の遵守

第4の1の各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号） 等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）

- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号） 等
- （3）エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号） 等
- （4）悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号） 等
- （5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号） 等
- （6）生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号） 等
- （7）環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号） 等

取組主体の名称： _____

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け） Ver1.0

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない（照明、空調、ウォームビ ズ・クールビス、燃費効率のよい機械の利用 等）ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。